

保健事業実施計画（データヘルス計画）策定について

1 これまでの経緯

【第1期、第2期、第3期計画】

本広域連合は、第1期（平成22年度～平成24年度）、第2期（平成25年度～平成29年度）と「健康長寿医療計画」を策定し、全国の広域連合に先駆けて、保健事業、医療費適正化事業等に取り組んできた。

平成26年3月に、厚生労働省から「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針（保健事業実施指針）」が示され、健康保険組合、市町村国保と同様に、広域連合にも「保健事業実施計画（データヘルス計画）」の策定、実施及び評価を行うことが義務づけられた。

本広域連合は、厚生労働省との協議により、第2期計画までは、本県独自の健康長寿医療計画をデータヘルス計画と位置づけた。

現行の第3期計画（平成30年度～令和5年度）は、保健事業実施指針に基づき策定し、取組を行っている。

【第3期計画の中間評価、見直し】

令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、これまで制度ごとに実施されていた保健事業と介護予防を一体的に実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（一体的実施）」が令和2年度から始まった。

令和2年度に実施した第3期計画の中間評価において、一体的実施について、令和6年度までに、全市町村での実施を目指すとともに、事業を効果的かつ効率的に進めるため、市町村と十分に連携しながら取り組むことを追記し、取組を行っている。

2 次期計画の策定について

【計画策定の目的】

第3期計画までの事業実績の検証を踏まえ、健康寿命の延伸、医療費適正化に資するため、市町村と連携し、高齢者の特性やニーズ、地域の実情にあった効果的かつ効率的な保健事業を推進することを目的とする。

【市町村との連携】

健康医療情報を活用し、高齢者の健康状態、疾病構造、医療費の現状等を市町村ごとに分析、比較し、市町村と認識を共有する。

また、意見交換等を実施し市町村の意見を計画に反映させる。

【計画期間】

保健事業実施指針を踏まえ、他計画との整合を図る。

都道府県の「健康増進計画」「医療費適正化計画」及び「介護保険事業実施計画」等と整合した、複数年度計画とする。

3 保健事業実施計画（データヘルス計画）の位置づけ

- 「保健事業実施指針」に基づき定める計画である。
- 「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」第4条に規定する保健事業の円滑な推進を図る計画である。
- 計画の策定に当たっては、福岡県医療費適正化計画及び福岡県健康増進計画等の後期高齢者医療制度に関する事項について調和を図る。

4 保健事業実施計画（データヘルス計画）の内容

- 保健事業実施計画（データヘルス計画）には以下のことを盛り込む。
 1. 保健事業実施計画の基本的な考え方
 2. 福岡県における後期高齢者医療の現状と評価
 3. 保健事業の推進
 4. その他（計画の評価、見直し、周知、ほか）

5 保健事業実施計画（データヘルス計画）策定スケジュール

○次のスケジュールに基づき、保健事業実施計画の策定に向けた取り組みを進める。

- ・ 令和5年 3月頃 基本方針決定
- ・ 12月頃 計画（案）策定
(パブリックコメント)
- ・ 令和6年 1月頃 計画策定
- ・ 3月まで 計画公表

○高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針

(令和二年三月二十七日)

(厚生労働省告示第百十二号)

改正 令和 二年 九月二五日厚生労働省告示第三二八号

第五 高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定、実施及び評価

広域連合は、健康・医療情報を活用した被保険者の健康課題の分析や高齢者保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な高齢者保健事業の実施を図るための医療・健診等に関する情報を活用した高齢者保健事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、高齢者保健事業の実施及び評価を行うこと。

実施計画の策定並びに高齢者保健事業の実施及び評価に当たっては、次の事項に留意すること。

一 実施計画の策定

実施計画の策定に当たっては、健康診査の結果、診療報酬明細書等情報等を活用し、広域連合、市町村、被保険者等ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を把握し、分析すること。その際、性別、年齢階層別、疾病別の分析のほか、経年的な変化、広域連合内の地域間の比較等、更に詳細な分析を行うよう努めること。

その際、都道府県健康増進計画及び健康増進法第八条第二項に規定する市町村健康増進計画の策定時に用いた住民の健康に関する各種指標も活用すること。

これらの分析結果に基づき、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組むべき健康課題等を明確にして、目標値の設定を含めた事業内容の企画を行うこと。

また、具体的な事業内容の検討に当たっては、食生活、身体活動、休養、飲酒、喫煙、^{くう}歯、口腔の健康等、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針に示された各分野及びその考え方を参考にすること。その際、身体^{くう}の健康のみならず、心の健康の維持についても留意すること。

二 実施計画に基づく事業の実施

実施計画に基づく事業（以下単に「事業」という。）の実施に当たっては、健康診査が必要な被保険者について受診率の向上を図り、健康状態に関する情報の把握を適切に行うとともに、健康診査の結果や診療報酬明細書等情報等を踏まえ、対象者を健康状態等により分類し、それぞれの分類にとって効果が高いと予測される事業を提供するよう

努めること。

特に疾病の重症化予防等に係る事業を行う際には、医療機関や地域の医療関係団体との連携を図ること。

- 1 一次予防の取組としては、被保険者に自らの日常生活を振り返り生活習慣等の課題を認識させるための取組を行うこと。このような取組としては、情報通信技術（ICT）等を活用し、被保険者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供すること、被保険者の性別若しくは年齢階層ごと又は広域連合、市町村等ごとの健康・医療情報を提供すること、被保険者の健康の保持増進に資する自発的な活動を推奨する仕組みを導入すること等が考えられる。
- 2 生活習慣病等の発症や重症化を予防する取組としては、健康診査の結果や診療報酬明細書等情報等を活用し、あらかじめ明確な基準を設定して、生活習慣病等の発症や重症化のリスクが高い者を抽出した上で、これらの者に対して、症状の進展等を抑えるため、優先順位を付けて適切な保健指導、医療機関への受診勧奨を行うこと等が考えられること。また、取組の実施に当たっては、医師会等地域の医療関係者との連携に努めるとともに、医療機関に受診中の者に対して保健指導等を実施する場合には、当該医療機関等と連携すべきこと。
- 3 加齢に伴う心身機能の低下を防止し、高齢期にある被保険者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるようにするため、運動機能や認知機能の維持・回復、低栄養の防止等に向けて、生活習慣の課題を意識し見直すための働きかけを重点的に行うこと等が重要であること。
- 4 健康・医療情報を活用したその他の取組としては、診療報酬明細書等情報等を活用して、複数の医療機関を重複して受診している被保険者に対し、医療機関、広域連合、市町村等の関係者が連携して、適切な受診の指導を行うこと等が考えられること。

また、健康診査や医療機関への受診がなく、健康状態を把握できていない被保険者に対しては、その状況を確認し、必要に応じて健康診査、医療機関への受診勧奨又は健康管理に関する助言及び指導を行うこと等が考えられること。

診療報酬明細書等情報等に基づき、後発医薬品を使用した場合の具体的な自己負担の差額に関して被保険者に通知を行うなど、後発医薬品の使用促進に資する取組を行うことも、医療費の適正化等の観点から有効であることも多いと考えられるため、積極的にこれらの取組の実施に努めること。その他、保健指導の場等の多様な機会を通じて、後発医薬品の普及啓発に努めること。

三 事業の評価

事業の評価は、健康・医療情報を活用して、費用対効果の観点も考慮しつつ行うこと。
なお、評価の際に用いることが可能な指標としては、生活習慣の状況（体重、食生活、日常生活における身体活動等をいう。）、健康診査等における受診率及びその結果、医療費等があること。

四 事業の見直し

それぞれの事業については、少なくとも毎年度効果の測定及び評価を行った上で、必要に応じて事業内容等の見直しを行うこと。

五 計画期間等

計画期間は、健康増進計画等との整合性も踏まえ、複数年とすること。また、策定した実施計画については、分かりやすい形でホームページ等を通じて公表すること。